

CO・OP

京都の生協

2013/January/No. 79
京都府生活協同組合連合会



消費者市民社会の実現へ、大きなる適格消費者団体の役割
——消費者被害の回復にむけて、あらたな制度づくりがすすんでいます——

TalkTalk トークとーく

●適格消費者団体／非営利活動法人 消費者支援機構関西 理事長

えのき 榎 彰徳さん
あきのり
かみかけ としひろ
利博

●京都府生活協同組合連合会 会長理事

対談

TalkTalk

トークとーく



消費者市民社会の実現へ、大きくなる適格消費者団体の役割

— 消費者被害の回復にむけて、あらたな制度づくりがすすんでいます —

適格消費者団体／非営利活動法人 消費者支援機構関西 理事長

京都市生活協同組合連合会 会長理事

榎 彰徳さん
上掛利博

就職活動中の大学生に、長時間にわたって威圧的な態度で契約をせまる英会話教室。このような不当勧誘行為などにたいして、2007年、総理大臣から認定をうけた消費者団体によって差止請求訴訟をおこなうことができる制度が施行されました。そして、いま、

消費者団体訴訟制度と適格消費者団体の活動

上掛 2012年8月に、これまでコープとうきょうや日本生活協同組合連合会などの理事をつとめられ、全国消費者団体連絡会の事務局長だった阿南久さんが消費者庁長官に就任し、またライフステージにそった「消費者教育」の機会の提供や「消費者市民社会」をうたった消費者教育推進法が成立するなど、消費者行政をめぐる大きな変化がありました。これから国や地方自治体で「消費者教育推進法」にもとづいた計画の策定がすすめられていくことになっていきます。消費者としても、また生活協同組合など消費者組織としても、関心をもち必要がありますが、消費者行政にかかわる法律用語には、一般になじみの薄い難解なものが多いように思います。そこで、さっそくですが「適格消費者団体」とはどういう団体で、何を目的につくられたのか、というところからお話をうかがえますでしょうか。

榎 それをお話しするには、まず消費者団体訴訟制度について申し上げたほうがいいですね。事業者の行為によって消費者が受けた被害、すなわち消

C/O/N/T/E/N/T/S

トークとーく対談	大学生協寄付講座「協同組合論」開講	11	●2012産直フォーラムin鳥取	15
消費者市民社会の実現へ、大きくなる適格消費者団体の役割	会員生協 NOW⑩ 京都市民共済生活協同組合	12	●「食品表示一元化」をテーマに意見交換会	15
— 消費者被害の回復にむけて、あらたな制度づくりが	TOPICS		●京都消費者のつどい2012	15
すすんでいます—	●京都府府民生活部との定期懇談会	14	●消費者団体と消費者庁との意見交換会 in 大阪	15
京都府食の安心・安全意見交換会	●第24回近畿地区生協・行政合同会議	14	●京ブランド認定306品目に	15
2012年8月 京都南部豪雨にたいする生協の活動	●京都府 生協 理事長懇談会	14	京都府生協連 第6回	
2012年国際協同組合年記念事業	●「くらしのひろば」へ出展	14	「京都の生協活動を豊かに発展させる協議会」	16
第12回京都府協同組合職員体験・交流学校	●京都の生協活動功労者表彰式	14	おもな行事のお知らせ	16



適格消費者団体／非営利活動法人
消費者支援機構関西 理事長
榎 彰徳さん



京都府生活協同組合連合会 会長理事
上掛 利博

費者被害は、1件あたりの被害額が比較的少額で、裁判所に訴えるにも費用負担が個人には重すぎるといふことで、いわゆる「泣き寝入り」で終わることが多いのですが、そうすると問題が表面化せず、その後もあらたな被害者が出てきます。

画期的なことでした。上掛 適格消費者団体になるには、どのような条件がありますか。「適格」というのは、どういうことをいうのでしょうか。

榎 適格消費者団体は、消費者団体として消費者の権利擁護活動の実績があること、理事会に特定の業種の者や事業者の占める割合が一定以下であること、理事会の決定方法が適正であること、消費生活や法律の専門家が確保されていること、経理的基礎がきちんとしていること等々の要件を満たす必要があります。内閣総理大臣によって認定される法人です。

そこで2006年の消費者契約法改正によって、消費者団体が消費者に代わって差止請求訴訟、つまり事業者に対して、不当な行為、あるいは不当な契約条項の使用をやることをもとする訴訟を起すことができる制度がつけられました。それが消費者団体訴訟制度として、この訴訟を起す権利を付与された消費者団体を「適格消費者団体」といいます。これまでの消費者団体は法的な「権利」をもっていませんでしたが、適格消費者団体にこのような権利があたえられたことは、

上掛 消費者支援機構関西(KC's・ケーシーズ)が認定をうけたのは、ずいぶん早いでしょうか。榎 KC'sは消費者団体訴訟制度ができる前年の2005年に設立して、活動

をはじめていましたが、2007年8月23日、消費者機構日本(COJ)とともに最初に認定をうけました。KC'sの主とした活動エリアである近畿2府5県の生協連をはじめ、日本生協連や各生協組織のみなさんの全面的なご支援がなければ活動をすすめていくことはできませんでした。この場をおかりして、あらためて御礼申し上げます。また、京都では、京都消費者契約ネットワーク(KCCN)が適格消費者団体として先駆的な取組みを展開されていますし、つい最近、福岡県にも適格消費者団体が誕生しました。現在、北海道から九州まで全国で11団体が活動しています。

消費者被害を防止するには、被害情報の共有が大切ですので、全国の適格消費者団体で連絡協議会をつくって、連携しています。

上掛 ほかの適格消費者団体とくらべての、KC'sの活動の特徴はどのようなもの

消費者支援機構関西(KC's)の活動の特徴

企業・事業者の参画

上掛 ほかの適格消費者団体とくらべての、KC'sの活動の特徴はどのようなもの

榎 KC'sは消費者団体訴訟制度ができる前年の2005年に設立して、活動

でしようか。

榎 ひとつは、事業者の方

がたが賛助会員として参加し

てくださっていることではな

いかと思います。KC'sは、理事会メンバーなど運営に直

適格消費者団体／特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

Kansai Consumer's Support Organization
略称KC's (ケーシーズ)

〒540-0033
大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル(2号館2階)
TEL: 06-6945-0729

2005年12月3日設立
大阪府に特定非営利活動法人として2006年4月3日登記
内閣府より適格消費者団体として2007年8月23日認定
会員数(2012年3月31日現在)
団体正会員: 14会員 個人正会員: 104名
団体賛助会員: 51会員 個人賛助会員: 138名

接携わっていただく正会員と、広く支えていただく賛助会員で構成していただき、それぞれ団体会員と個人会員がおられますが、事業者の方がたの場合、団体賛助会員になっていただきます。

この団体賛助会員には、食品製造業、流通業、保険関係など、生協の取引先を中心に、幅広い企業がくわわっております。

私ども適格消費者団体の目標は、消費者被害を防ぎ、消

費者の権利がきちんと守られる、健全で公正な市民社会をつくることですが、これは消費者だけの努力では実現不可能であり、企業・事業者の方

K.C.S.にたくさんの事業者が参加してくださっていることを、たいへん心づよく思っています。事業者と消費者をまじえた「事業者セミナー」も毎年開催しています。

差止請求訴訟の手順と成果

上掛 適格消費者団体による差止請求訴訟というのは、具体的にどんな手順でおこなわれるのですか。

榎 消費者のみならずから被害の情報や相談が寄せられますと、まず差止請求の対象となる法律（消費者契約法・景品表示法・特定商取引法）にてらして違法かどうかを、法律の専門家（弁護士・司法

書士）や学識者、消費生活相談員、消費者団体役員で構成する検討委員会で検討します。消費者被害といっても、さまざまな分野がありますので、さらにこまかな検討グループに分かれて、専門的な検討をおこないます。現在K.C.S.では14あまりの案件を検討しています。

ここで問題があると判断した事案については、当該事業者に改善の申入れ（通常は書面）をおこないます。それによつて改善されれば問題ありませんが、受け入れられない場合は裁判所に差止請求訴訟を提起します。いきなり訴訟を起すわけではないのです。

これまで、英会話教室を運営する事業者に不当な勧誘行為などをやめさせる訴訟、不動産賃貸会社の不当な「追い出し」条項の使用差止をもとめる訴訟、消費者金融会社に早期完済違約金規定の使用差止をもとめる訴訟などを提起して、当該企業を解散に追い込んだり、契約条項の使用差止がされたりなどの成果がありました。申入れ段階で改善された案件もたくさんあります。

被害を受けた消費者にも役割がある——「自己責任論」を乗り越えて

上掛 悪質商法が話題になると、「だまされた本人が悪い」といった「自己責任論」が広まっている影響もあって、

学生の中にもそう考える人が増えています。このような

「自己責任論」を乗り越えて、ほんとうの意味の「自立した消費者」になってほしいと願っているのですが……。

榎 情報の質量や交渉力において圧倒的に優位にあるの

は企業・事業者で、そうした力関係のもとで不当勧誘行為や契約条項が存在しているのですから、社会的構造的な問題ですね。だからこそ、消費者団体をつくつて、お互いに

情報を共有し、運動を起こすことが大事になっているのだと思います。

上掛 2004年に「消費者保護基本法」が「消費者基本法」に改正されて、消費者





は保護の対象としての受け身の存在ではなく権利の主体であるとされ、「消費者の権利」も明記されました。しかし、権利は法律で定められたからといって、それで十分守られるというわけではありません。

権利の主体として生きるためには、「学ぶ主体」としてもう一歩深いところから学んで、それを通じて自分のライフスタイルを変えていくことが必要です。消費者被害についても、不当な勧誘行為や契約条項の存在を許している社会の構造的な問題という側面をとらえて、泣き寝入りせず、あらたな被害者を出さないために、社会に問題提起をしていくことが重要です。それは

一人ではムリだから、仲間といっしょにK.C.S.のような団体をつくって、社会にインパクトをあたえるような情報発信していく。それが「自立した消費者」の姿ではないかと考えます。

たとえば、大学に合格したときに収める入学金や授業料にしても、数年前までは、いったん納めたお金は、入学を辞退しても返してもらえないのが当たり前でしたが、いまは戻るようになりましたね。

榎 授業も受けないのに授業料を払うのはおかしいという訴訟が起こされて、京都地裁は「入学金等も授業料も返還すべきである」、最高裁は「少なくとも前期授業料は返

還しなければいけない」といった主旨の判決を出し、例外はありますが、原則、3月31日までに入学を辞退した者には授業料の返還がおこなわれるようになりました。この学納金返還請求訴訟は、受験生とその家族、消費者団体、弁護士さんたちが力を合わせて運動した、画期的な成果だと思っています。

上掛 そうした運動によって、それまで当たり前とされていた社会通念が変わったわけですね。

榎 まさにそうだと思えます。私たち消費者は、事業者とのあいだでトラブルになると、「いい勉強をさせてもらった」と思って、あきらめるしか

ない」と考えがちですが、そうすると、また別の人に被害がおよんでしまうので、おかしいことはおかしいと問題提起をし、被害情報として報告すべきなのです。それは消費者の責務だと思います。

消費者基本法には、消費者の権利だけでなく、自立した消費者、賢い消費者になるという、消費者の役割も書かれています。賢い消費をすることで、それは、不当な行為によつて消費者に被害をあたえる事業者にたいしては、みずから立ち上がって、それを改善させるよう働きかけることもふくまれていて、被害を受けた人にしか、はたせない役割があるのです。

消費者教育——社会の仕組みや生きるための意味に「学び」を支援

上掛 学生は、被害をこうむるだけでなく、将来、就職した先で、心ならずも加害者の立場になる可能性もありますので、被害者にも加害者にもならないための消費者教育が大切だと考えています。

榎 私も中学・高校の教科書を拝見しましたが、ケネ

デイが提唱した消費者の権利の話やクーリングオフ制度、消費生活センターの話などは、かなり書かれています。しかし、もつと実際の生活に即して、日常の自分たちの消費行動を考えさせるような教育が大事ではないかと思えますね。たとえば電車に乗るのも、

大学で授業を受けるのも、携帯電話をかけるのも契約にもとづいた消費行為であつて、社会はさまざまな契約で成り立っています。不公正な契約や改善すべき契約条項も多くて、ちよつと油断すれば被害者にも加害者にもなってしまうのです。そういう視点から

見ていくと、世の中の仕組みや「生きる」ということの意味が、案外よく見えてくるのではないのでしょうか。そういう学びを支援する消費者教育が大切だと思います。K.C.S.としても学校に講師を派遣して出前授業を開く活動にも力を入れていこうと考えています。

集団的消費者被害回復訴訟の担い手へ、人的体制・財政基盤の強化を

上掛 これからK.C.Sはどんな活動に力を入れていきたいとお考えですか。

榎 現在の消費者団体訴訟制度では、「不当な行為や条項を、こんご差し止めてほしい」という訴訟しか起こせませんが、こうむった被害を回復させるための訴訟が可能になる、集団的消費者被害回復

制度という新しい法律がいま検討されています。被害を受けた人にとっては、被害の回復があつてはじめて「よかつた」と思えるのですから、私どもは法律の早期制定を望んでいます。この新しい訴訟制度の担い手となるべく準備をすすめています。

と申しますのは、国は集団

的消費者被害回復訴訟の担い手団体として必要な力量を備えた適格消費者団体を、「特定適格消費者団体」として認定する方向です。

あらたな権限があたえられることになるのですが、まだ現時点では、K.C.Sもふくめた適格消費者団体は足腰が弱く、人手も資金も十分では

ないのです。私どもは認定要件をできるだけゆるやかにしてほしいと要望していますが、いずれにせよ、被害回復訴訟を担う消費者団体として、人的体制や財政基盤をもっと強化する必要がありますので、生協のみならず、皆さんにもこれまで以上のご支援をお願いいたします。

生協の大事な活動——組合員・役職員の学習・教育

上掛 生協に期待したいことについて、お聞かせください。

榎 私は、愛知県の常滑市という半農半漁のまちに生まれ育ちまして、大学に入学す

るまで生協の存在を知りませんでした。しかし、大学で生協と出会ってからは、いまにいたるまでずっと、大学生協や地域生協の活動に参加しています。

長年、生協とかかわってきた立場から申しますと、もとも助け合いの精神でつくられた組織ですから、消費者被害をなくし、消費者市民社会を実現するうえでも大きな役割をはたせる可能性があると思うのです。生協の目的は、すべての消費者・組合員が、公正な市場のもとで健康で文

化的な生活ができるようになることですから。

上掛 消費者基本法に定められた「消費者の権利」のひとつに、教育を受ける権利、学ぶ権利というものもありま

その意味でも、消費者被害の未然防止と拡大防止、さらに被害回復に取り組む適格消費者団体として、生協に大きな期待をしているところです。

上掛 「権利の主体」として、みずから学ぶとともに仲間とも学んで、力を合わせて運動をして社会を変えていく。そういう生き方のなかにこそ、一人ひとりのくらしをよくする展望もあるのだということがよくわかりました。本日はありがとうございました。



と、消費者力アップの中身

す。生協が、組合員・役職員の学習活動を大きな柱にすえていることが、いま大きな意味をもっているといえますね。

榎 消費者被害の実態や、消費者被害を防止するための制度、消費者・組合員のはたすべき役割などをともに学ぶことは、賢い消費者になること、消費者力アップの中身

プロフィール：榎 彰徳(えのき あきのり)

- (略歴) 1949年 愛知県常滑市生まれ
1972年 早稲田大学第一文学部社会学専修 卒業
1978年 京都大学大学院農学部研究科農林経済学専攻博士課程修了
1978年 近畿大学農学部水産学科教員
1992年 近畿大学農学部国際資源管理学科移籍
2005年 NPO法人消費者支援機構関西理事長(現在に至る)
2006年 近畿大学農学部水産学科移籍
2009年 近畿大学農学部水産学科退職
2009年 近畿大学農学部非常勤教員(現在に至る)

(専門) 水産経済学、国際漁業論、水産物マーケティング論

- (共編著) 『日本漁業の構造』(農林統計協会)、『食生活と健康』(大月書店)、『漁業考現学——21世紀への発信——』(農林統計協会)ほか
(論文) 「タンガニーカ湖の漁業と漁民」(坂本慶一編著『人間にとって農業とは』学陽書房刊所収)、『西マレーシアにおける漁業発展の諸側面』(『地域漁業研究』第23巻)、『都市・農村交流の新段階』(高山敏弘編著『都市と農村を結ぶ』富民協会刊所収)ほか
(委員等) 大阪府海区漁業調整委員会委員、京都府内水面漁場管理委員会委員、21世紀の水産を考える会代表理事ほか
(趣味) 写真、JAZZ喫茶めぐり
(生協での活動歴) 1990～1998年近畿大学生協理事長、1998～2009年大阪いずみ市民生協理事長、2009年大阪いずみ市民生協理事会議長(現在に至る)



(写真撮影：有田知行)

京都府食の安心・安全意見交換会 「食の安心・安全行動計画」策定にむけて

2012年10月26日(金)、
京都府庁内の京都府職員福利厚生センターで、開催されました。

京都府と府内消費者団体が意見交換をおこない、府の食の安心・安全対策に反映させるとともに、相互の意思疎通を図ることを目的に毎年開催されています。

京都府農林水産部食の安心・安全推進課・川崎淳司理事が開会のあいさつ。

「京都府食の安心・安全行動計画」(骨子(案))について、京都府農林水産部食の安心・安全推進課・石森裕主任が報告しました。

参加者からは「現計画の進捗状況をくわしく知りたい」「新しく『きょうと食いく先生』の認定推進が掲げられているが、認定だけではなく、活躍できる場の確保も必要ではないか」などの意見がありました。

京都府連合婦人会、新日本婦人の会京都府本部、NPO法人・京都消費生活有資格者の会、京都市消費者モニター等経験者の会、住みよい京都を作る婦人の会、京都市地域女性連合会、NPO法人・コンシューマーズ京都などから14人が出席しました。京都府生協連からは、廣瀬佳代常任理事、坂本茂専務補佐・事務局長(兼務)、川端浩子事務局担当が出席しました。



京都府食の安心・安全推進課・川崎淳司課長

◇ ◇ ◇ ◇
2012年11月2日(金)、京都府生協連は「京都府食の安心・安全行動計画」(骨子(案))への意見を提出しました。意見書については、当会ホームページに掲載してあります。

学習講演会「放射線・放射性物質の基礎を知り、食品への影響について考えよう」



安齋育郎科学・平和事務所所長

2012年11月15日(木)、京都生協・京都府生協連の主催により、京田辺市商工会館で開催。100人が参加しました。

安齋育郎科学・平和事務所所長(立命館大学名誉教授)が、「原発事故による被ばくのリスクを減らすには?」「原発に依存する政策を根本的に変えるには?」「私たち国民は今どうすればいいのだろうか?」の設問にこたえながら、放射性物質による人体や食品への影響について講演しました。

参加者からは「現在のことだけでなく、これからのためにどうするかがわかった」などの感想がよせられました。

食の安心・安全フォーラム京都 「食品中の放射性物質について考える」

2012年9月10日(火)、京都市男女共同参画センター・ウイングス京都で開催され、150人が参加しました。

主催は内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、京都府、京都市、食品安全委員会、厚生労働省などから「食品中の放射性物質による健康影響」「食品中の放射性物質の新基準値及びび検査」「農業生産現場における対応」について報告がありました。

京都府食の安心・安全推進課・津田義郎副課長から、「京都における食品中の放射性物質検査状況」について報告がありました。

近畿地域食育実践者等の交流会

2012年9月28日(金)、京都リサーチパークで開催。主催は農林水産省近畿農政局。小栗邦夫局長が開会のあいさつをおこないました。

女性のための統合ヘルスクリニック・イーク丸の内・仲真美子院長が「身近な食を見

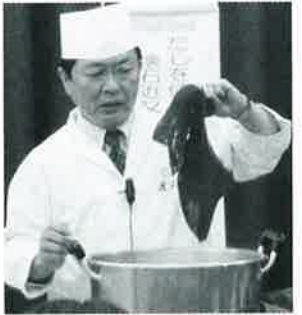
直して生活習慣病予防・改善」、国立医薬品食品衛生研究所安全情報部・畝山智香子第三室長が「食の安全」とは何でしょう?と題して、食べ物にかかるリスクと安全性について講演しました。

きょうと食育フォーラム

2012年11月10日(土)、大阪ガス・ディリパ京都パルホールで開催されました。主催は京都府・きょうと食育ネットワークなど。

京都府農林水産部・小田一彦副部長が開会のあいさつ。NPO法人日本料理アカデミー地域食育委員会・鶴飼治二副委員長(懐石近又主人)による「だしを使った食育の模擬授業」がおこなわれました。

福岡市立愛宕小学校・稲益義宏教諭が「イナマス方式による『お弁当の日』」をテーマに講演しました。



鶴飼治二さん(懐石近又主人)

2012年8月

京都南部豪雨にたいする 生協の活動

2012年8月13日(月)

から14日(火)にかけての京都府南部地域での大雨により、宇治市をはじめ各所で大きな被害が発生。死者・行方不明者2人、浸水などの被害を受けた住宅は約2340棟にものぼりました(京都府災害警戒本部発表調べ)。

8月18日(土)午後、ふたたび大雨に見舞われ、8月14日に河川決壊のあった地域が再度浸水するなどの被害があ



宇治市災害ボランティアセンター



京都府生協連役員もセンター運営に協力

りました。

この豪雨により、京都生協・コープ東宇治も浸水し、臨時休業をよぎなくされました。組合員や職員の自宅も、浸水

等の被害をうけました。

京都府生協連は、京都府災害ボランティアセンターの運営委員団体として積極的に支援活動をおこないました。日本生協連関西地連をつうじ、近隣生協などにもボランティア募集をよびかけました。8

月26日(日)までにのべ2500人をこえるボランティアが、泥出し・家内外の清掃などをおこないました。

ボランティア活動から

「玄関先、庭の泥出しがきょうの作業になりました。黒い土がもともとの土で、その上につている土をスコップで一輪車にのせて、運び出すという内容です。それが炎天下の活動だったので、結構、きつかったです。いっしょに泥出ししていた女性は休憩のバランスがうまくとれなかったみたいで、開始1時間後には、スコップを持っての作業はできなくなっていました」(京都府生協連・廣瀬佳代常任理事)。



のべ2,500人が活動



福井から...



大阪から...



和歌山から...



大学生協京都事業連合・沼澤明夫専務理事と京滋・奈良ブロック・芝田考一さん



コープ自然派京都・柴垣千春専務理事



奈良から...

安らぎ一変

家財流出

激された冷風車が道路に横倒しになっていた。豪雨は生活を直撃した(14日午後0時25分、宇治市五ヶ庄)



深した激流に押し流された豪雨。豪雨にまよがしに彷徨っていた(14日午前11時40分、宇治市五ヶ庄)

府南部豪雨

静かな谷川が激流に変わり、民家や車が流し、天婦の行方はまだわからぬ。14日未明に京都市南部を襲った豪雨。相次ぎに砂崩れに山あいの小地区が孤立する。土砂の降りた水が泥地を色どし、心安全くはおおきく家庭にも押し寄せ、豪雨が押し寄せた。逃げ遅れた人の救出に救助隊が走る。民家では泥が排水の管まみしに全力を挙げた。

残る泥水

水が引いた後、茶色の濁る泥水。土管に柱が倒れる(14日午後11時40分、宇治市五ヶ庄)



泥水が押し寄せ、民家や車が流された。豪雨は生活を直撃した(14日午後0時25分、宇治市五ヶ庄)

安心して

孤立するが助けた大規模。豪雨のたしつかしに助けた(14日午後0時25分、宇治市五ヶ庄)



孤立するが助けた大規模。豪雨のたしつかしに助けた(14日午後0時25分、宇治市五ヶ庄)



京都生協コープ東宇治



バックヤードには水につかった商品が...



泥出しに追われるボランティア

京都府総合防災訓練

2012年9月2日(日)、

京都府乙訓地域(大山崎町・向日市・長岡京市) 淀川河川公園で、開催されました。

京都府生協連は、京都府と締結している「災害時における応急対策物資供給に関する協定」にもとづき、J A京都中央会とともに「救援物資輸送訓練」に参加しました。

地震発生と同時に、京都府生協連は、8時00分、京都生協乙訓支部で災害対策本部を立ち上げました。

京都府からの救援物資の供



京都府・山田啓二知事

給依頼をうけて、ただちに京都生協と連絡をとり、物資調達、必要資材をトラックに積み込んで、訓練会場にむかいました。

淀川河川公園では、生協・J Aのボランティアが救援物資(お茶400パック)を、山田啓二京都府知事はじめ、訓練参加者に配布しました。

当日は、京都府生協連、京都生協、京都府庁生協、J Aから35人の役員・組合員が参加しました。

日本生協連関西地連大規模災害対策協議会

2012年10月19日(金)、

日本生協連関西地連管内の府県生協連、各単位生協・事業連合の災害対策業務にかかわる役員など50人が参加して開催されました。

東日本大震災による甚大な被害を被ったみやぎ生協専務スタッフの五十嵐桂樹氏から「災害マニュアル」「BCP(事業継続計画)」の実践的見直しについて講演がありました。

2012年国際協同組合年記念事業

第12回京都府協同組合職員体験・交流学校

2012年9月13日(木)
14日(金)、船井郡京丹波町・京都府立林業大学校などを会場に開催されました。



京都府森林組合連合会・青合幹夫代表理事専務

主催は、京都府協同組合連絡協議会（JA京都中央会、京都府漁業協同組合連合会、京都府森林組合連合会、京都府生活協同組合連合会）で構成。協同組合で働く職員との教育と育成を目的として、京都府の協同組合の連携、課題を学び、認識を深めよう機会

として2000年度より毎年開催されています。今年は、国際協同組合年記念事業として位置づけ、開催されました。

森林のはたす役割と協同組合

今回の当番は、京都府森林組合連合会で、テーマは「森林のはたす役割と協同組合」木の一生から学ぶ」でした。JA・漁連・森林組合・生協から38人が参加しました。



京都府林業大学校・山崎拓男教授

京都府の林業担い手対策



(有)中西至誠園

一日目は、京都府森林組合連合会・松田純一総務課長が「京都府の森林と協同組合」、京都府林業大学校・山崎拓男教授が「京都府の林業担い手対策」をテーマに講義。午後からは、大型バスに乗り合わせ、苗木生産、広域基幹林道の現地見学をおこないました。(有)中西至誠園・中西信市郎代表取締役から「山林用苗木の生産現場」、丹波広域基幹林道建設室・川戸修一室長、大下起代副室長から「広域基幹林道のはたす役割」について説明をうけました。

京都産材使用の店舗見学

二日目は、原木を売り買っている木材市場、間伐材を有効活用して製品化している木材加工センター、実際に地域材を使用して建てた店舗などについて、現地見学をおこないました。

(株)いとう・伊東和哉専務理事、伊東木材(株)・伊東昌紀森林整備部長、京都丹州木材協同組合・伊東宏一理事長、京都木材加工センター・梅津毅センター長から説明をうけました。



京都府内産の木材を利用して...

木の一生から学ぶ



京都丹州木材市場

参加者からは、二日間の体験・交流を通して「苗木を育てるところから生産・加工・使用するまでの流れを体験でき、貴重な時間を過ごすことができた」「森を守っていくためには「植える・育てる・使う」ということが大切であることがわかった」「木の一生が平均50年という長いスパンのなかで育てられた森林資源の活用方法を創造していくことは、生協に期待されている課題であることを認識した」などの感想がよせられました。

2012年国際協同組合年記念事業

大学生協寄付講座 「協同組合論」開講

国際協同組合年を記念する大学生協の取組みのひとつとして、2012年8月28日(火)～9月1日(土)、キャンパスプラザ京都で開講されました。全国大学生生活協同組合連合会と大学生生活協同組合京滋・奈良ブロックによる企画と寄付によって実現したものです。

同志社大学商学部・麻生潤准教授、同・言語文化研究センター・名和又介教授が担当教員をつとめました。

同志社の生協・JA・漁連・森林組合のほか、医療生協、労働金庫、コープこうべなどから、多彩なメンバーが講師をつとめ、各種の協同組合の活動・事業を紹介しました。

登録受講者は110人で、講義には毎回レポート提出が義務づけられました。レポートからも、各受講生が熱心に講義に耳をかたむけ、認識をふかめたことがうかがえました。未来をにやう若い世代に協同組合の社会的認知を広げることには貢献しました。

同志社大学商学部の協力を得て、コンソーシアム京都の私立大学間学際科目・単位互換授業として位置づけられ、

登録受講者は110人で、講義には毎回レポート提出が義務づけられました。レポートからも、各受講生が熱心に講義に耳をかたむけ、認識をふかめたことがうかがえました。未来をにやう若い世代に協同組合の社会的認知を広げることには貢献しました。



夏季集中講義として15講

小林智子さん(京都府生協連前会長理事)が第5講を担当

テーマ名は「女性の生き方



左：武田道子さん(京都生協) 右：小林智子さん(京都府生協連前会長理事)

と生協の私の個人史から見た生協の過去・現在・未来」。京都の生協活動の歴史を自分の生き方とからめながら、講義をおこないました。

はじめて小林智子の個人名で京都生活協同組合の組合員になったときの喜びや、京都生活協同組合理事長、京都府生活協同組合連合会会長理事に就任したときのことなど、平易な言葉で話されました。

京都生協で働いている女性職員・武田道子さんをスペシャルゲストとして招き、就職活動時の悩み、生協の仕事をつうじての喜びなどが率直に語られ、受講者の共感をよびました。

講義内容は以下のとおりでした。

- 第1講 「なぜ協同組合なのか」 濱田康行(全国大学生協共済連会長・札幌国際大学学長)
- 第2講 「協同組合の歴史」 杉本貴志(関西大学教授)
- 第3講 「賀川豊彦と協同組合」 賀川督明(賀川記念館館長)
- 第4講 「協同金融の社会的な役割と課題」 法橋聡(近畿労働金庫地域共生推進部部長)
- 第5講 「女性の生き方と生協」 私の個人史から見た生協の過去・現在・未来」 小林智子(京都府生活協同組合連合会前会長理事)
- 第6講 「愛と協同」の社会再編をめざして」コープこうべ90年の歩み」 野尻武敏(コープこうべ協同学苑長)
- 第7講 「JA(農協)の存在意義について」 牧克昌(京都府農業協同組合中央会専務理事)
- 第8講 「漁業とはどんな産業か」 協同組合の役割」 倉幹夫(京都府漁業協同組合連合会総務部次長)
- 第9講 「森林と人との共生」 青合幹夫(京都府森林組合連合会代表理事専務)
- 第10講 「中世に始まった学びの共同体」 川添信介(京都大学生協理事長 京都大学教授)
- 第11講 「大学生活と大学生協」 佐藤美香(全国大学生協連学生委員長)
- 第12講 「地域にねざした医療福祉の総合事業」 神山充(南医療生活協同組合総務部人事育成課次長)
- 第13講 「京都における『さくらこめ卵』の挑戦」 高橋茂雄(㈱ナカケイラン)
- 第14講 「21世紀の協同組合」 庄司興吉(全国大学生協連会長 東京大学名誉教授)
- 第15講 「協同組合論を締めくくる」 麻生潤(同志社大学商学部准教授)、名和又介(大学生協京滋・奈良ブロック会長 同志社大学言語文化研究センター教授)

京都市民共済生活協同組合 増田理事長・山澤専務理事を訪ねて

木造家屋率が高い街で、防火とともに火災共済の助け合い活動を！

2012年、あらたに設立された生協を会員にむかえることができました。京都市民共済生活協同組合です。京都市内の中小企業者を対象とする京都共済協同組合を母体に、2010年9月、個人を対象とする火災共済の活動をすすめる生協として発足しています。京都市中京区寺町二条にある事務所を訪問し、増田久男理事長、山澤嘉男専務理事にお話をうかがいました。

横山 生協設立の経過について、まずお聞かせください。

山澤 もともとは市内の中小企業の事業主やそこで働く人びとが加入する共済組合として中小企業等協同組合法（中協法）にもとづく京都共済協同組合が1954（昭和29）



京都市民共済生活協同組合・増田久男理事長

年6月に発足していました。組合員は法人や事業者のほか、そこで働く従業員も組合員になって共済を利用していました。一時は10万人ちかい組合員がいましたが、いわゆる保険と共済の一体化という流れのなかで、監督官庁から組合員資格の厳格化がいわゆる、

済事業の受け皿づくりとともに、50数年にわたり京都の特性に応じた火災共済商品を開発してきたノウハウを市民の方にも広く提供していこうということで、2010（平成22）年9月1日に個人を対象とする、あらたな共済生協を設立しました。従来の共済組合の根拠法は中協法であり、管轄は経済産業省でしたが、厚生労働省管轄の生協法にもとづく共済生協というかたちで設立をむかえました。

京都市民共済生協の加入資格は、京都市内の在住者、または勤務されていて、本市に隣接している地域にお住まいの方です。大津や宇治、亀岡などの方もいます。

木造家屋率が高い京都市

横山 共済生協設立後も従来の京都共済協同組合は存続しているのですか。

山澤 そうです。中小企業

家族の方が対象加入者となり、火災共済と傷害費用共済、交通災害費用共済、自動車費用共済を実施しています。

横山 増田理事長は現職の前はどのようなお仕事を？

増田 消防局に勤務し、在職時も共済組合の推進事業に大きな関心をもっていました。共済組合設立当時、京都市全体としては非戦災都市でもあり、非常に木造の家屋率が高く、密集し、袋路地も多い、火事が起こったらいへんという危機意識を多くの市民がもっていました。

都市基盤の脆弱ななか、市民の助け合いで火災防止を図りながら消防力の充実を図るという熱意のもとに、消防行政と連携した、安心・安全な京都を築くため、共済組合がはじまりました。そういう背景で共済組合は市長が理事長になって発足しています。

横山 生協を設立してから感じられたことは？

山澤 生協法は会社法に近く、執行機関と監督機関が非常に厳格に組み立てられ、運用されていると思います。たとえば、理事の選び方や理事と総代の関係などは中協法とは違うところですね。

横山 山澤専務は以前ほどのようなお仕事を？

山澤 京都市消防局におりました。（財）京都市防災協会です。事務局長をしており、定年退職後にこちらの方に来ました。

市民の防火防災意識も高い

横山 災害対応は京都府生協連にとっても重要な課題と位置づけています。京都市民は防火防災意識が高いというお話がありましたか……。

山澤 百数十万人が住む政令指定都市で年間の火災件数が300件内外、少ない年では200件を切るという都市は他に例がありません。

市の消防出初式の市長訓示で「京都市は火災の発生件数が全国でいちばん低い。非戦災都市で木造家屋がまだたくさん残っており、市民の防火意識の高さと実践力、消防団の力によるところが大きい」といつもいつておられます。

そこにわたしたちが共済事業としても寄与することができるところがあるのではないかと考えています。安心な街ではあるけれど、万一何かがあれば共済で助けられる、共済を使うことがなければ剰余金



京都市民共済生活協同組合・山澤嘉男専務理事

で防火防災事業の推進に役立つ。共済生協は非営利法人なので、剰余金を多く組合員に還元できるというメリットがあります。

市の防火防災力を高める役割

増田 市民が共済に入ってから毎年3000万円とか5000万円とかを消防力充実のために京都市に寄付をしてきました。その寄付で購入した消防車が「京都共済組合」と称して1970（昭和45）年ころまで都大路をたくさん走っていたのは、今では

なつかしい話です。市民共済生協と京都共済組合は、消防行政の推進とともに地域の防火防災力向上にとつてなくてはならない不即分離の関係、防火というだけでは共通の課題をもっています。

火災共済の特徴

横山 京都市民共済生協の火災共済にはどのような特徴がありますか。

山澤 京都市民共済生協では、出火要因が少なくなった住宅にお住まいの方や火災を出さない努力をされている方なら掛金を割引しようということ、タバコ火災防止なら15%、てんぷら鍋、暖房器具火災防止それぞれ10%、最大で35%まで掛金を割り引いて火災共済の加入ができる「あんしんマイハウス火災共済」の開発・販売をおこなっています。

ほかに類焼費用担保特約パックがあります。万一、火元

になった場合、隣近所の方の損害については、火元に重過失がないかぎり損害賠償の責任はありません。

火元も生活の立ち直りに負担が大きく、過重な負担を軽減しようという趣旨なので、かといって住みつづけていくうえで、道義的にもなんらの補償をしないではつまない場合があります。共済組合では、他の共済組合に先立ち、火元の賠償責任の有無とは関係なく一定範囲の補償をする火災原因別に、類焼特約を設定しています。

また住宅購入時の担保として火災保険に入っておられる方が多いのですが、ローン返済の担保が目的なので建物を対象として補償がかかっている例が多くあります。建物以外の家財にも十分な補償を付けていただけるように家財に特化したパック商品もあります。万一の補償を十分に担保するため、ニッチ（補償のはざま）の部分で低額で加入いただけるようにしています。

横山 こんごの抱負などをお聞かせください。

山澤 とにかく新しい京都市民共済生協を知っていただき、組合加入、契約者を増や

すことが課題です。京都共済組合の場合は、事業者どうしの集まりがあり、そこでお話をすれば話が伝わりましたが、共済生協の場合はどこにどう訴えれば伝わるのかわからない。そのため市バスや地下鉄、市民しんぶんなどを利用して知名度向上の広告宣伝をおこなっているところです。

また、こんご組合の防火防災事業の一環として、京都市は大学の街なので大学の防災機関などもタイアップして講演会なども計画していきたいと思っています。

横山 京都市協連への期待や要望などがあれば……。

山澤 設立企図からこれまで、京都府にたいして、直接細かな問い合わせや照会をしてきたのですが、京都府生協連を通じて生協法の考え方、指導指針、運用について、厚労省や京都府、他の生協のノウハウや情報を得ることができればと思います。

京都市内という限られたエリアで小回りをきかしながら、市民の役に立ってほしいと考えています。他の共済組合とはまた違った土俵で住み分けしながらがんばっていききたいと思っています。



京都府生協連・横山治生専務理事

横山 非常にご苦労が多いなかで組織の基盤固めにつながっていらつしやるのがよくわかりました。本日はどうもありがとうございました。



京都市民共済生活協同組合

代表者/理事長：増田 久男
専務理事：山澤 嘉男
所在地/京都市中京区寺町通二条下る
妙満寺前町450番
TEL.075-744-0681
事業高/1億8,400万円
組合員数/1万4,106人
設立年月日/2010年9月1日

<http://shimin-kyoto.com/>

京都府府民生活部との定期懇談会



京都府府民生活部・金谷浩志部長

2012年8月8日(水)、京都テルサで開催されました。

京都府からは府民生活部・金谷浩志部長、足立敏消費生活安全センター長、竹田厚子参事、武元朱美副課長、岸田匡副課長、藤江拓司主査が出席。

京都府生協連からは上掛利博会長理事、中森一朗副会長理事、大島芳和副会長理事、横山治生専務理事、沼澤明夫常任理事、今西静生常任理事、廣瀬佳代常任理事のほか、事務局が出席しました。

京都府から「京都府における消費生活行政の状況」や「最近の消費者行政の動き」について報告があり、生協からは2012年度活動重点課題について報告しました。

学生への消費者教育の重要性や国際協同組合年の取組みの紹介などについて、意見交換しました。行政と生協の提携の可能性が提起されました。

第24回近畿地区生協・行政合同会議

2012年8月31日(金)、

大津市・琵琶湖ホテルで、「協同組合がよりよい社会を築きます」今年国際協同組合年です」をテーマに開催されました。

滋賀県生協連・西山実専務理事が司会を担当、兵庫県生協連(近畿地区生協府県連協議会代表)・本田英一会長理事、滋賀県総合政策部・西嶋栄治部長があいさつしました。厚生労働省近畿厚生局健康福祉部・篠崎隆男部長から、①理事会の運営②規則等の整備③組合員管理④監事監査⑤財務などについて、指摘がありました。日本生協連渉外広報本部・青竹豊本部長が全国の生協の取組みについて紹介。関西大学商学部・杉本貴志教授からは、「協同組合、生協への期待と役割」をテーマに特別報告がありました。



近畿厚生局健康福祉部・篠崎隆男部長

各府県行政、生協および適格消費者団体・NPO法人・消費者支援機構関西から活動報告をおこない、意見交換しました。

京都府生協連からは、坂本茂専務補佐・事務局長(兼務)が「京都府における協同組合提携の取組み」について報告しました。

京都府 生協 理事長懇談会

2012年9月12日(水)、

コープイン京都で開催しました。横山治生専務理事の司会進行のもと、上掛利博会長理事から開会のあいさつがありました。



京都府エネルギー政策課・平井裕子課長

京都府文化環境部環境・エネルギー局エネルギー政策課・平井裕子課長から、「京都府のエネルギー政策」再生可能エネルギーの取組を中心に」のテーマで講演をいただきました。会員生協から2012年度活動課題等について報告があり、意見交流をおこないました。10

会員生協から理事長・副理事長・専務理事17人が出席しました。

「くらしの安心」展

2012年9月15日(土)〜

16日(日)、パルスプラザで、京都くらしの安心・安全ネットワークの主催による「くらしのひろば」事業が催行されました。

京都府生協連ブースでは、京都生協LPAの会が「くらしに関わるお金の相談(教育・住宅ローン・生命保険の見直し・年金・エンディングノート)の書き方など」の内容でワークショップをおこないました。



お金の相談をおこなうワークショップ

京都の生協活動功労者表彰式

2012年11月6日(火)、京都市中京区せいきょう会館隣のレストランおたやで開催しました。

京都府生協連の表彰制度にも



小林智子さん(京都府生協連前会長理事)

とつき毎年おこなっているもので、表彰の対象となった方は、2011年8月1日から2012年7月31日までの間に退任した役員および退職した職員のうち、①役員在任期間が2期以上または4年以上あった方②職員としての勤続が25年以上だった方などです。

今年各会員生協から43人が表彰されました。当日は、12人の功労者の方が出席され、上掛利博会長理事から表彰状と感謝品を贈りました。

功労者を代表して、小林智子さん(京都府生協連前会長理事)、笠原和芳さん(京都生協前職員)、北浦修さん(大学生協京都事業連合前管理支援部長)から「あいさつをいただきました。該当する生協役員のみならずにもご同席いただきました。

2012産直フォーラムin鳥取

2012年11月3日(土)

4日(日)、鳥取環境大学などを会場に開催されました。主催はCO-OP牛乳産直交流協会。「日本の食と農の再生を考える」中山間地域の現状と農業農村の担い手「食べることでつながる」協同組合に求められているもの」がテーマとなりました。

福井県立大学経済学部・北川太一教授が「農業・農村の今日的な状況と担い手問題」と題して基調講演。若者世代を代表して酪農家女性、地域おこし協力隊などからの報告がありました。

大山乳業農協、鳥取県畜産農協、京都生協、コープしが、鳥取県生協、大学生協京都事業連合によるオープン・デイスカッションなどがおこなわれました。鳥取県の酪農畜産生産者あわせて100人が参加しました。



福井県立大学経済学部・北川太一教授

「食品表示一元化」をテーマに意見交換会



消費者庁食品表示課・上原澄子調査官

2012年11月12日(月)、「近畿農政局管内消費者団体との意見交換会」が開催されました。

食品表示に関する一元的な法律を制定するという閣議決定にもとづき、現在、準備がすすめられている法律案について、消費者団体との意見交換をおこなうという趣旨で開催されたもの。

近畿農政局消費生活課・坂本雅司課長が司会を担当、小栗邦夫局長が開会のあいさつをしました。消費者庁食品表示課・上原澄子食品表示調査官が「食品表示の一元化について」を説明。

出席した消費者団体の代表からは「表示の問題は、消費者・生産者・流通事業者など、それぞれの立場があり、合意点をどう見いだすか、むずかしさがある。現在の法律で不統一になっ

ている部分を統一していこうという努力は理解する」「現在の食生活の実態は、中食や外食、インターネットによる通信販売など多様になっている。これらへの対応が今後の検討となり、先送りされた」などの指摘がありました。

滋賀・奈良・大阪・和歌山・兵庫・京都から、21人が出席。京都生協・笠谷敏子理事、京都府生協連・廣瀬佳代常任理事、坂本茂専務補佐・事務局長(兼務)、川端浩子事務局担当が出席しました。

京都消費者のついで2012



京都大学大学院経済学研究科・植田和弘教授

2012年11月17日(土)、登録会館で開催されました。テーマは「市民がエネルギーを創る時代」で、NPO法人・コンシューマーズ京都の主催。58人が参加しました。

京都大学大学院経済学研究科

植田和弘教授が「消費者・市民が選ぶエネルギー政策」と題して基調講演。

気候ネットワーク、きょうとグリーンファンド、新日本婦人の会などから活動事例報告がありました。

消費者団体と消費者庁との意見交換会in大阪

2012年11月8日(木)、新大阪ブリックビルで開催されました。消費者庁からは、阿南久長官、川口康裕審議官ほかが出席。大阪・京都・奈良の各府県生協連、NPO法人・コンシューマーズ京都、適格団体・NPO法人・京都消費者契約ネットワーク、NPO法人・京都消費生活有資格者の会など18団体28人が出席しました。

消費者庁から、2013年度予算概算請求、消費者教育推進法、集団的消費者被害回復制度案、新食品表示制度などについて説明がありました。

京都府生協連からは、横山治生専務理事、坂本茂専務補佐・事務局長(兼務)が出席し、地方消費者行政交付金、行政と消費者団体との連携・協働などについて、意見をのべました。

京ブランド認定306品目に

2012年11月20日(火)、京都プライムトンホテルで、京ブ

ランド食品認定・品質保証委員会第17回認定審査会が開かれ、新規・更新ふくめて、47商品が認定されました。11月現在の認定食品は、117企業、306商品、685アイテムとなっています。

京ブランド食品「京都吟味百撰」の認定は、(社)京都府食品産業協会が推進している事業で、2004年からはじまったもの。京都府生協連・日岡豊子理事が認定・品質保証委員に、坂本茂専務補佐・事務局長(兼務)が同ワーキング委員に選出されています。



京都府生協連・日岡豊子理事が審査



2012年11月5日(月)、京都府生協連は、京都府「安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画(中間案)」への意見を提出しました。意見書については、当会ホームページに掲載してあります。

京都府生協連 第6回 「京都の生協活動を豊かに発展させる協議会」

～組織と事業のイノベーションによる協同組合のあらたな価値の発見・創造の場として～

テーマ あたらしい事業へのチャレンジ

2012年10月9日(火)、せいぎよう会館4階第1会議室で、「第6回京都の生協活動を豊かに発展させる協議会(KSK)」を開催しました。

今回のテーマは「あたらしい事業へのチャレンジ」。

2012年6月19日に開催した第59回通常総会で議決した第2号議案は、「生協組合員のくらしは、年金・医療など社会保障制度の後退、家族とライフスタイルの変貌等なかで大きく変化し、住民一人ひとりの『いのちとくらしの問題の解決』が切実なものになっています。こうした変化をふまえた生協事業・運営の創造的な発展がもたらされています」とのべています。

この間、地域生協では全国で「夕食宅配事業」がすすめています。



京都生協・馬渡哲郎 夕食サポートチーフ



京都大学生協・森下奈津管理栄養士

られ、大学生協では「ミールシステム」が導入されてきています。医療生協においても、IT技術を活用した各種の取り組みがすすんでいます。このような「あたらしい事業」は、住民一人ひとりの「いのちとくらしの問題の解決」という視点からみたときに、どのような位置づけがあたえられるのか、それは生協の「基本的価値と役割」という視点からみたときに、どのような意味をもつものなのか、京都の生協であらたに取り組みまれてきている事例報告をもとに、交流をおこないました。22人が参加しました。

開会のあいさつを京都府生協連・上掛利博会長理事が、コーディネイターを同・横山治生専務理事がおこないました。



京都医療生協・田中弘専務理事

京都生協・馬渡哲郎夕食サポートチーフから「京都生協の夕食サポート事業」について報告がされました。

京都大学生協・森下奈津管理栄養士から「京都大学生協のミールシステム」について報告がされました。

京都医療生協・田中弘専務理事から「京都医療生協のIT部会活動」について報告がありました。

京都府生協連・坂本茂専務補佐・事務局長(兼務)から、「厚生労働省・生活支援戦略と生協」「壊れるニッポンの『食』」「『貧食』の時代」「ネット人類 未来 第1部巨大データの光と影」「エコノフォークス 医療の電子化」などの資料紹介がありました。

おもな行事のお知らせ

2013年新春交歓会

日時：2013年1月5日(土)

12:15～13:30

会場：コープイン京都2階

学習講演会「放射線・放射性物質の基礎知識と食品への影響」

日時：2013年1月15日(火)

10:00～12:30

会場：京都テルサ西館

第1会議室

京都府生協連と各会員生協の相互連絡防災通信訓練

日時：2013年1月17日(木)

7:00～10:00

第7回京都の生協活動を豊かに発展させる協議会(KSK)

日時：2013年1月22日(火)

13:30～16:30

会場：せいぎよう会館4階

第1会議室

2012年度きょうと食の安心・安全フォーラム

日時：2013年1月28日(月)

13:30～16:30

会場：京都府庁

福利厚生センター3階

CO-OP

発行 京都府生活協同組合連合会 〒604-0851 京都市中京区烏丸丸太町 せいぎよう会館2階
TEL 075 (251) 1551
URL http://www.kyotofu-seikyoren.com E-mail kyotofu-seikyoren@ma2.seikyou.ne.jp